政策法務の実践としての公契約条例(2)

— 由利本荘市公契約基本条例を例として

1. 東北の公契約条例

その名称に「公契約条例」と名付けられているの 市公契約制度研究会議を設置して検討を進めてい 手県)である。二○一八年からは、八戸市が八戸 市の二市であり、その他は「公共調達基本条例」 条例」と名付けられているのは秋田市、由利本荘 は郡山市、花巻市、北上市の三市、 べてに賃金条項(労働報酬下限額の設定)はなく 上市 (二〇一九年施行) 施行)、郡山市 (二〇一七年施行)、花巻市 (二〇 すなわち、山形県 (二〇〇八年施行)、岩手県 (二 公契約条例を制定している (二〇一八年末時点)。 一八年施行)、由利本荘市 (二〇一八年施行)、北 ○一六年施行)の二県および秋田市(二○一四年 (山形県)、「県が締結する契約に関する条例」(岩 |者の勤務校のある東北では、七つの自治体で の五市である。これらす 「公契約基本

> 政策法務の実践という観点から検討する。 基本条例を例として取り上げ、その経緯や内容を 徴のある、秋田県由利本荘市の由利本荘市公契約 関のある、秋田県由利本荘市の由利本荘市公契約 はいもいう特別のある、秋田県由利本荘市の由利本荘市公契約 はいもいう特別のある、秋田県由利本荘市の由利本荘市公契約 はいもいう特別のある、秋田県田利本荘市の日利本荘市公契約 はいもいう特別のある、秋田県田利本荘市の日利本荘市公契約 はいもいう特別のある。

ド別 条例制定の実践-由利本荘市公契約基本

2

設業界および労働組合の三者へのインタビュー並なお、本条例に関する記述は、由利本荘市、建

る

(1) 課題設定段階

条例案を検討するに当たっての「課題設定段階」 条例案を検討するに当たっての「課題設定段階」 では、立法事実とは、「条例の適法妥当性を支える 一般的な事実」をいい、これは、①地域環境、② 住民意識、③法制度環境(法環境)、④組織環境 の各要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる要素から構成される。本条例の立法事実を のる。

ア 地域環境

たという事情は特段なかったとのことである。に、そうしたダンピング受注が市内で発生していされた。だが、由利本荘市では、本条例の制定前入札におけるダンピング受注の横行を背景に制定入車の公契約条例である野田市公契約条例は、全国初の公契約条例である野田市公契約条例は、

16

問題になっていたという。 よいから仕事が欲しい」と主張して参入してくる 県の職人が県境を越え、 下請構造の末端では いたという。一人親方のような、 ケースもあったそうである。こうした事情から、 で仕事がなくて何もしないよりは、 一人の賃金水準の値崩れが現 分以下になってしまうことがあった。 建 一設労働者の賃金水準に問 賃金水準 市内の建設現場に 実に生じ が工事積算価格 建設業界の重 安い賃金でも 題は生じて また、 就労上 地 隣 層 元 0

住民意識

書を提出するように求めるものであった。 された(一二月一九日採択)。これは、(6) 提出についての陳情」が市内の労働組合から提出 設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書 平成一八年一二月定例会に 対し、国に公契約法制定の検討などに関する意見 民の代表から成る市議会での動きをみると、 「公共工事における建 市 議会に

と県内各市・町の対応も参考にしながら、 条例、規則の制定につきましては、員の質問に対し、当時の柳田弘市同年三月四日、公契約条例制定の問 ます」と答弁している。 課題と思っておりますのでご理解をお願い 議会での討論は二○○九年から行われてい 公契約条例制定の要否に関する議 の柳田弘市長は、 全国的な流れ 「公契約 今後の いたし る。

?に就任した。公契約条例に関する最初の答弁は、 -成二二年三月定例会で行われた(三月五日)。「公 -条例制定時の長谷部誠市長は、 二〇〇九年四

> に対し、 は、 と述べた。 にしながら、 きましては、 契約条例制定の用 その後もほぼ毎年行われている。 市長は、「公契約条例や規則の制定につ 議員による公契約条例に関連する質問 今後の研究課題と考えております」 秋田県や県内各市町村の動向も参考 意があるの か」との 議員の 質問

含む) 法制度環境 (法環境) (④組織環境を一 部

ゥ

どの意見があることや、 す」との考えを繰り返し示してい は国における法体系の整備が先決と考えておりま 現時点での条例の制定については、 低賃金法による地域別最低賃金の趣旨に反するな 自に定める最低賃金を規定する条例の制定は、最 をしていたようである。議会で市長は、 ることが必要だと考え、 法、労働契約法などの現行法との整合性を整理す していたという。しかし、 による公契約条例の制定動向に関心をもち、 市 、現行法との整合性が議論されていることから は、二〇〇九年 -の議会質問以 市としては懐疑的な見方 労働基準法、 最低賃金法、 降 現状において 労働契約法 他 労働基準 0) 「市が独 自 注視 治

等

方式の中には り入れているところがございます。 まではいきませんが、 ても条例制定には慎重であったようである。市 もちろん、 務部長は、 そのため、 賃金条項のない公契約基本条例であ 今、 当初は賃金条項のある公契約条例 ……その労務単価が下請 市が考えているのは、基本条例 総合評価方式を県内でも取 その総合評 事業所 は 総

> 化したように見受けられる。 す」と述べており、 ⁽¹⁾ いた。市長も、「市といたしましては、工事の(1) もきちんと対応していきたいと思います」として る。 などにより、二○一六年ごろから庁内の気運 で公契約条例制定の要請が行われたこと らには、二○一四年から労働組合による市長交渉 市で秋田市公契約基本条例が制定されたこと、さ 式の活用を中心に考えていたことがうかがわれる。 策として、 ながら、 る評価項目の設定など現行制度の中で改善を図 貢献や労働時間、 導入、また、総合評価落札方式においては、 の向上や業者の育成を目的とした工事成績評定 制度の取り入れを今考えてございますので、 いているかということも評価の一つとして確認す も当然出てくると思いますが、そこにきちんと届 しかし、二〇一三年三月に同じ秋田県内の秋田 それが次の入札、 適切な労働環境の向上に努めてまいりま 公契約条例の制定ではなく、 作業報酬等、 建設労働者の労働条件の改善 指名に影響を与えると 労働環境を確保す 地域 が変 品 n

ŋ 平等が懸念されるというような否定的な意見もあ 囲が公共事業に限られることによる労働者間 の上昇による地元企業への影響や、 にもつながるという意見がある一方で、 非を慎重に検討していた。「公契約条例制定 -を確立するということが民間の労働条件の改善 だが、 公契約事業に従事する労働者の公正な労働 まだ課題が多いと感じております」 市長は公契約条例を制定することへの是 条例の適 賃金相 と議会で の不 によ 用 節 場

言及している。

て い た^[] L 地元 また、 とのことである。 案は市と事業者に向けて理念やそれぞれの責務を 受注できる制度の整備を優先すべきと考え、条例 とにかんがみ、 関連政策を条例で明文化することにしたという。 そこで、 述べる内容とし、 賃金法との整合性を慎重に検討する必要があるこ 行う必要があると考え、 なく、市内業者の優先発注や公共工事の品質確保 はこれら業者に政策的に配慮する必要性があった。 の制定に向けた具体的な動きは見られなかった。 由利本荘市に合ったものを」との基本認識に立っ は 自治体でも公契約条例の制定が進まないことに このような経緯から、 いハードルなり、 は公契約条例の制定を検討するに当たり、 市内では下請業者の経営環境が厳しく、 の理由があり、 済の振興などに対する政策的配慮も併せて 市としては建設労働者の処遇改善だけで 市は、国の動向を分析したが、「公契約法 市としては事業者が適正な価格で 賃 法的な制約を加味しながら、 (金条項のない基本条例にした 「やはりそれなりに相当難 賃金条項の設定には最低 すでに市が実施してきた 市 他

工 組織環境

制定時を含め、現在三期目を務めているが、これ利本荘市長となった。二〇一七年四月から本条例長は秋田県議会議員を経て、二〇〇九年四月に由長は秋田県議会議員を経て、二〇〇九年四月に由本条例制定の契機は、直接的には本条例制定時

ていたわけではないようである。までの選挙で「公契約条例の制定」を公約に掲げ

うに考えております。 年一二月定例会 (一二月六日) 成されている。これに先立ち、 事務局 後、 動を以前から全国的に実施していた。このような めとする様々な課題があった。また、労働組合側 機会があったことである。 していた。 問題ではないという認識はしております」と発 が連携して、これを研究してまいりたいというふ 行政改革などの担当部署の課長職が中心であり、 て庁内検討会が設置された。 で公契約条例の制定に関する要請を行った。その 事情を背景に、 の事情として公契約条例制定に向けた組織的な運 建設労働者を取り巻く環境には、 たことである。もう一つは、 されている。一つは、 きとなった理由として、 「チームという形になるのか、 長谷部市長が公契約条例を制定することに前 本条例案を検討するために、 年一回の要請を三年間実施したそうである。 (総務部契約検査課) 労働組合は二〇一四年の市長交渉 先のような議会質問があっ やっぱり契約検査課だけ 二つの事情の存在が推 先述のとおり、 を含めて一六名で構 構成員は総務、 労働組合と対話する で、 市役所各関係部署 市議会の平成二八 市長の主導によっ 賃金水準をはじ 市総務部長 市内の 、財政 測 言 0 向

月の第二回検討会でその結果を報告し、そこで了後、事務局が論点に関する調査を進め、同年一〇条例案の制定に当たっての論点が示された。その二〇一七年六月に第一回検討会が開催され、本

承を得て検討会は終了した。

(2) 設計段階

つくられたようである。 本条例案の策定は、庁内検討会の検討結果をも をいう。そのため、比較的スムーズに条例案は 法的な論点を新たに検討することは基本的になかっ とに総務部契約検査課が担当した。すでに市が とに総務部契約検査課が担当した。すでに市が

目的に、 例を制定しようとするもの」としている。 公共工事、 る制度の適正な運用及び労働環境の整備 程された。 条例案は、 公契約に係る基本理念を定めるため、 そこでは、 公共サービスの質の向上を図ることを 市議会平成一 立法目的を 一九年一二 「公契約に関す 一月定例 会に上 並びに 条

れた。 年一二月一九日)、 として公布され 容が理念的なものにとどまるためと考えられる。 び一般質問などが行われてきたうえ、条例案の内 質問はなかった。これは、 本条例案は全会一致で可決・ 本会議では、本条例案に対し、 二〇一八年四月一日から施 |月二二日に条例第五 先述のとおり、 成立し 議員から特段 たびた 三号 一七 0)

3. 由利本荘市公契約基本条例

利本荘市公契約基本条例の制定過程の整理を試み前節では、政策法務の実践という観点から、由

○一六年施行)などがある。「旭川市における公契約の基本を定める条例」(二亀市公共調達基本条例本条例(二○一六年施行)、亀市公共調達基本条例本条例(二○一六年施行)、大。基本条例・理念条例である本条例と同様に、

立法面での特徴といえる。間で制定されるに至っている。この点は本条例の開催から議会での成立までに約半年間という短期開催から議会での成立までに約半年間という短期開催がら議会での成立までに約半年間という短期

こみよう。 ここからは同条例の内容や評価などについてみ

(1) 本条例の内容

ア 目 的

としている (一頁)。 とにより、地域経済や地域社会の健全な発展並び 等が特に取り組むべき内容を基本理念として定 正な労働環境の整備などを図るため、 品質の確保並びに公契約に従事する労働者等の適 切な運用を図り、 に市民福祉の増進に寄与することを目的」とする によると、 (二〇一八年四月) それぞれの責務に基づいた施策を実施するこ が作成した「由利本荘市公契約基本条例の解 本条例は、 公契約の適正な履行及び良好な (以下、 「公契約に関する制度の適 「解説」という。) 巿 事業者

度の適切な運用を図り、公契約の適正な履行及び立法の動機を述べた部分の「公契約に関する制

n

る。ではないとの趣旨が含まれているようであるものではないとの趣旨が含まれているようであら日の入札契約は単に価格(安さ)だけを重視す今日の入札契約は単に価格(安さ)だけを重視すりのではないとの趣旨が含まれているようである。

の事情にも配慮して立法されたものと推測される。改善といった労働者側の事情だけでなく、「地域といった労働者側の事情だけでなく、「地域の善に、労働者の労働環境の整備・処遇のまた、直接的な目的を述べた部分の「地域経済

適用対象

う」としている (二条一号)。 達 分寺市公共調達条例は 点は、 ができよう。 賃貸借契約」にまで条例の適用対象を広げている 約も含みます」としている 契約や業務委託契約等の他、 注する契約とは事業者等が労働者を使用する請負 う」とする。これについて、 号は「市が発注する工事、 乩 本条例でいう「公契約」 完成品、成果物、 を「売買、 本条例の内容面での特徴の一つということ 他自治体の事例として、 貸借、 サービス等を得ることをい 請負その他の契約により物 一当該条例の対象となる「調 製造その他の契約をい の定義として、二条 (一頁)。「売買契約や 売買契約や賃貸借契 「解説」は、 例えば、 「市が発 玉

)運用されている業務は本条例の対象となるものIたるものとしているから、指定管理者制度によなお、本条例の二条一号は公契約を「契約」に

ではない。

ウ 基本理念

本条例の中核となるのは、三条の「公契約に係本条例の中核となるのは、三条の「公契約に係」である。そこでは、「公正性、透明性及び競争性の確保に努めること」(一号)、「契約内容の適正な履行及び品質を確保すること」(二号)、「地域経済及び地域社会の健全な発展にに言う、「地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること」(四号)が定められて配慮するよう努めること」(四号)が定められている。

適正な労働条件の確保

エ

保しなければならない」と説明する(三頁)。入等、労働者の福祉向上等、適正な労働条件を確

ります」という。 場合は、 事業者等が「この報告をもとに是正指導を受けた について報告を求めることがあります」。また、 関係法令の順守状況や賃金等の状況を確認するた と比較し極端に低い金額で落札した場合や工事請 ない工事請負契約以外の業務等において予定価格 とき』とは、 これについて 合等のほか、 での下請契約となっているかなどに疑義がある場 負契約における下請届の内容が適正な価格、 ると認めるとき」に実施する措置を記述している。 市長が「適正な労働条件の確保のために必要があ るとし 事業者等に対し必要に応じて労働環境の状況 条(報告および調査)と一二条(指導等) (四頁)、このような場合、 速やかに改善等の措置を講ずる必要があ 労働者からの申出等を想定」してい 低入札価格調査制度等を導入してい 「解説」 は、 「『必要があると認める 市長は、 「労働 内容 は

担保となる手段がないことは、 (一二条二項) ことがなかった場合の措置は定め 定といった、 市 正指導に従わず、 ことになると考えている。 5の限界が表れているともいえる。これについて、 かし、本条例をみる限り、 指名競争入札における指名基準や指名の選 本条例とは別の 市長の是正指導に従わせるための 「速やかに是正の措置を講ずる」 枠組みで制裁を科す 基本条例・理念条 事業者が市長 の是

オ市内業者の活用

動が行われ、地域経済が健全に発展することが重 いる。 要な要素であることから、 要」との考えがある の取り組みを促進するには、 労働環境の整備その他の社会的責任を果たすため 者等の経営の安定や、 に市内事業者の受注機会の確保に努める」として における経済の発展及び地域の活力を左右する重 て、 基本理念を定める三条四号を受け、 その背景には、「『基本理念』に定める事業 市長は「市内業者の受注機会の確保は地 (「解説」 適正な労働条件の確保等の 地域経済の発展のため 市内で活発な経済活 四頁)。 一四条につ 域

市内業者の受注機会の確保に努めるための具体的な措置として、「解説」は一般競争入札での地域要件の設定や指名競争入札での市内業者に市税を支払っているため、市としてはそうした事業者から調達するべきとの見解にもとづくものと推測される。ただし、市内事業者であっても技を推測される。ただし、市内事業者であってもたった。
高い、市内事業者であれば直ちに落札できるとしているわけではないという。

事業者」と下請契約等を結んだとしても、民-民(四頁)。しかし、事業者等がこれに反して「市外務めなければならないこととします」としている務めなければならないこととします」としているまた、一四条二項に関し、「解説」は、「事業者また、一四条二項に関し、「解説」は、「事業者

対する「お願い」の趣旨とのことであった。元企業を優先してほしいという、いわば事業者にあるから、市によると、本条項は「できれば」地の間の契約内容にまで市が介入することは困難で

本条例の効果

(2)

およそ三点が指摘された。果としては、市および市以外の立場の双方から、とする意見はみられなかった。他方、プラスの効とする意見はみられなかった。他方、プラスの効果が生じる

札の適正化が進むことである。第一に、本条例により、ダンピング防止など入

第二に、入札で市内業者を優先する根拠規定が 第二に、入札で市内業者を優先する根拠規定が 第三に、一六条により余裕のある工期設定が可 指名することで足りるようになったといわれる。 第三に、一六条により余裕のある工期設定が可 第三に、一六条により余裕のある工期設定が可 第三に、一六条により余裕のある工期設定が 第三に、一六条により余裕のある工期設定が 第三に、一六条により余裕のある工期設定が 第三に、一六条により余裕のある工期設定が

③ 本条例に対する評価

られていないとのことである。 権極的な意見も、否定的な意見も市には直接寄せ本条例に対する評価として、市民からは特段の

市以外の立場からは、本条例が理念条項を中心とする基本条例であり、各主体の責務が定められているにすぎず、また、すでに市が取り組んできれ感や疑問を覚えるようなところはない」との意見があった。また、本条例の規定に違反したとしても、直接的な制裁が規定されているわけでもないから、「条例があってもとくに弊害もない」とのことであった。

はいたらないのではないかとの意見もあった。 はいたらないのではないかとの意見もあった。 はいたらないのではないかとの意見もあった。例 に置金条項を入れてほしかったとの意見や、 本条例に賃金条項を入れてほしかったとの意見や、 本条例によって建設労働者の労働条件が改善され 本条例によって建設労働者の労働条件が改善され 本条例によって建設労働者の労働条件が改善され 本条例によって建設労働者の労働条件が改善され 本条例によって建設労働者の労働条件が改善され をに正ても、建設業界の担い手不足の解消におけ るにしても、建設業界の担い手不足の解消におけ るにしても、建設業界の担い手不足の解消におけ るにしても、建設業界の担い手不足の解消にある。例

4 本条例の課題

していないとのことであった。
現状のままとし、賃金条項を盛り込むことは予定出してはいないようである。したがって、当面は出しては、現時点で本条例に特段の課題を見

間がないため、実際の運用状況に対して「様子見」市以外の立場からは、本条例が制定されてまだ

要との意見があった。 は本条例に賃金条項を含めるための条例改正が必といったところのようである。しかし、将来的に

他方、本条例に関する最大の課題は、条例その他方、本条例の理念を実現させていくためにも、あった。本条例の理念を実現させていくためにも、があった。本条例の理念を実現させていくためにも、かった。本条例に関する最大の課題は、条例その

3. 小括

本条例は、賃金条項のような労使で論議となる条項が盛り込まれていないなど、外部から批判を受ける余地が少なかったため、比較的短期間で制定されたと考えられる。実際、すでに公契約条例のある他市では、条例案の策定段階で賃金条項を定めるか否かで議論が平行線となり、まずは賃金を頂を定めずに条例をつくることとし、賃金条項を定めるかは今後の検討課題として議論を持ち越るない方。

盛り込まれる事項以外に、 化 発注規模の適正化 一二条)、下請負人との対等な立場での適正な契 (一〇条) とその履行確保のための措置 (六条・七条・八条) また、 (一三条) などのように、多くの公契約条例で (一 六条) 本条例には、 など、 (一五条)、 発注者に求められる運用ルー や市内業者の活用 (一四条)、 「適正な労働条件の 市の発注方法の在り方 発注時期等の適 (一一条 確 保 īE.

六年施行)などでもみることができる。一○一三年施行)や大垣市公契約条例(二○一台のない条項については、前橋市公契約基本条例をおいえる。なお、こうした労働者の労働条件に関わらない条項については、前橋市公契約基本条例としての性格をもつとのは、公共調達基本条例」としての性格をもつとのは、公共調達基本条例」としての性格をもつとのは、公共に対している。そのため、本条のは、公共に対している。

4. 二つの事例からの政策法務への示唆

指摘したい。
ま摘したい。
実践する際に資すると考えられる事項を二点ほどみた。ここまでの検討から、自治体が政策法務を本条例に対して、政策法務の枠組みから分析を試本条例に対して、政策法務の枠組みから分析を試

にされ、 えないであろう。主的統制の観点からすれば意味がないとまでは 手段にとどまるのであれば、 例として制定されることは、 かし、基本条例のなかで行政のポリシーが明らか 性に懐疑的な見方をされても不思議ではない。 のため、 や実効性確保に関する条項は含まれていない。そ である。一般に、基本条例は政策の理念を明文化 したものであり、 第一に、基本条例の意義をどのように考えるか 基本条例が政治的なメッセージを伝える 住民の代表から成る議会で審議されて条 住民の権利義務を規制する条項 その制定意義や必要 行政活動に対する民 L

整ってから、段階的に私人の権利義務を制限するまずは基本条例の制定を優先し、その後に環境がまた、先述のとおり、地域課題の解決に向けて、

の役割は大きいといえる。 ていくことが可能となるため、ここでの基本条例理解を深めながら、地域を望ましい方向へと進め発頂のある条例へと改正していくことは、住民の

等ここ、火日豆 日町3年豆こうこ、豆長の1も消極的に解する必要はないように考える。 私見では、基本条例の存在意義自体を、必ずし

ながら、 る。ほは、 共工事や委託業務の品質確保、 約法の制定に向けた動きがないなか、自治体が公 で地域課題を解決しようと試みていた。 見出すことができよう。 秋田市・由利本荘市の取組みは、 の労働条件の改善に向けて、 ダーシップのもと、積極的に条例を制定すること にとどまらず、地方自治の実践としての意義をも 第二に、秋田市・由利本荘市ともに、市長のリー 他の公契約条例を制定した自治体と同じく、 政策法務の一つのモデルともいうことができ 自ら条例によって改善しようとすること 地域の実情に照らし 地域の建設労働者 政策法務の実践 国の公契

注

- http://www.aichi-jichiken.jp/pdf/kokeiyaku_年一二月末現在)」)。 を用してはる(「公契約条例制定状況一覧(二〇一八年一二月末現在)」)。
- (2) 政策法務研究会『自治体法務サポート 政策法務(2) 政策法務研究会『自治体法務サポート 政策法務

jorei_201812.pdf

(3) 本稿の執筆に当たり、インタビューをさせてい

仕事がご多用のなか、詳細なご教示をいただいた は事がご多用のなか、詳細なご教示をいただいた に、記して謝意を表します。なお、インタ に、記して謝意を表します。なお、インタ は事がご多用のなか、詳細なご教示をいただいた

旦

今野英元議員の質問に対する答弁

- (4) 政策法務研究会·前掲(2) 二○一一頁。
- (5) 政策法務研究会·前掲(2) 二〇一二頁以下。
- (6) 田中孝男『条例づくりのきほん ケースで学ぶ (6) 田中孝男『条例づくりのきほん ケースで学ぶ となるわけではないことを指摘する。
- (7) 質問は、今野英元議員による「地域経済振興とうでありましょうか」などということは避けて通れないのではないか。また、条例ということができないのであれば、宏契約条例ということも可能と思うがどいのであれば、宏契約条例ということも可能と思うがどいのであれば、宏判条例ということも可能と思うがどいる。
- (8) 森幸二・軍神宏充「こんなときどうする?自治体財務の法的争点 第一○回公契約条例は適法か?」『地方財務』二○二○年一月号一七八頁は、自「現在、制定されている公契約条例の内容は、自治体において契約権限を持っている長の規則で定めるべきである」とする。
- 答弁を行っている。
 平成二八年六月定例会(六月九日)でも同趣旨の日)、今野英元議員の質問に対する答弁。このほか、(9) 由利本荘市議会平成二七年三月定例会(三月五
- (1) 由利本莊市議会平成二六年九月定例会(九月五

- (日) 由利本莊市議会平成二七年三月定例会(三月日)、高橋信雄議員の質問に対する答弁。
- (12) 由利本荘市議会平成二八年六月定例会(六月九日)で、市長は「市では今後も国や他の自治体なりを研究していく必要があると考えますが、労働者、経営者双方の意見に耳を傾け、由利本荘市に者、経営者双方の意見に耳を傾け、由利本荘市にす」と述べている。
- 月六日)、今野英元議員の質問に対する答弁。(13) 由利本荘市議会平成二八年一二月定例会(一二
- 研究している段階」であった(同総務部長答弁)。 月六日)、今野英元議員の質問に対する市総務部長答弁。また、この頃は市契約検査課を中心に「公長答弁。また、この頃は市契約検査課を中心に「公長答弁」のでは、
- (15) 一般財団法人CSOネットワークが行った自治体へのアンケート調査では、公契約条例について条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アン条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」 九頁 (二〇一八年))。
- か、予定価格の適正な設定等、受注者の適正な利者などへの具体的対応につき、「市では、いわゆる品確法による発注者の責務等を踏まえ、低入札価格調査制度やインフレスライド条項導入のほの格別では、いかの場合では、

Ŧi.

年一二月定例会 (一二月六日)、今野英元議員の ます」などとしている(由利本荘市議会平成二八 払いを促進するための中間前払い金制度の導入な 潤を確保する取り組みを進めてきたところであり また、 一定の効果はあったものと考えており 下請業者や労働者に対する円滑な支

20

- 17 くなかったためと推測される。 本荘市の庁内検討会の開催回数はそれよりも少な 治体で平均七・二回、 催した回数は、 条例の検討に当たって内部検討組織等で会議を開 九年一一月) 改革の現状と課題に関する調査報告書」(二〇一 した自治体で平均九・七回であったという。由利 愛知地方自治研究センター「公契約・入札制度 政策の反映にとどまり、 が、これは本条例案の内容が基本的に既存の市 (一〇頁) によると、 掲載の自治体へのアンケート調査結 賃金条項のある条例を制定した自 賃金条項のない条例を制定 公契約条例制定自治体が 新たな論点がさほど多
- 18 基本条例』を施行します」 由利本荘市ホームページ 二由 利本莊市公契約
- 19 見えます。しかし、 例条項だけを見ると、拘束力のない弱い条例にも 草加市公契約基本条例の制定に関わった、平野 https://www.city.yurihonjo.lg.jp/business nyusatsu/5984(二〇二〇年二月二九日閲覧 「市民の運動と超党派への努力重ねて県内初 『議会と自治体』二一四号八一頁は、 条例とともに制定された規則

と一体となって、

実質的な効力を生み出す工夫が

がある事業者」をいう (「解説」四頁)。 効力がない』という批判もうけますが、 なされたものになっています」、「『理念条例には く見守っていただきたいと思います」としている 市内業者とは、「市内に主たる事務所又は事業所 あたたか

- 21 本条例一四条一項は「予算の適正かつ効率的な 「行に留意するとともに」との文言を付している
- 22 全建総連作成の関連資料による

質問に対する市長答弁)

- $\widehat{23}$ る」と指摘する。 要性・合理性の基準をみたすものかが特に問われ や責務規定だけしかない条例 田中・前掲 (6) 六五頁は、基本条例や (理念条例)」は、「必 「理念
- 24 りも、 とは、 格以外の要素を受注者決定に反映させることに するには、首長に制定権のある規則や指針ではな 度変更がなされるのを防ぎ、 いる」、「首長や担当職員が交替する都度大幅な制 検討を経て条例により規律することの方が適して ぎない。 自治体の組織内における内部的な規範であるにす 首長が公契約について定める規則や指針は、 ら条例制定の必要性を回答する。 ないか?」との質問に対して、次の三つの理由か 定は、条例によらなく、規則や指針でも可能では 公契約条例に関し、「受注者選定と契約条項の規 るQ&A」五頁 (二〇一二年一月一七日改訂) 日本労働組合総連合会「公契約条例制定に関す 議会が制定する条例にする必要がある」、 政策目的の実現の必要性に関する議会での 組織内の内部的な規範に に よって行うよ 公契約を通じて政策目的の実現を図るこ 制度の安定性を担保 「地方自治体の 地方 は

性を確保する必要がある」。併せて、上林陽治 険がつきまとう。これらの危険を防止するために は、 契約条例ならびに公契約基本条例をめぐる論点 『自治総研』四三五号二二頁参照 受注資格要件や手続きについて客観性と透明 腐敗や汚職の危険、 あるいは裁量権濫用

- 25 りにして前に進んでいけばよい」という。 は、「旭川市における公契約の基本を定める条例」 域経済活性化を(下)」『印刷界』七七九号六二頁 いかと言われたとしても、「できた条例を足がか に関し、 川村雅則 理念型の条例は実効性に欠けるのではな 「公契約条例と最低賃金引き上げで地
- 26 して、 実になると思っています」としている。 賃金問題は、 るいわゆる公契約における相手方企業の従業員の 例を制定することについて、 す-引用者注)も政策課題であると考えます。そ 田中・前掲 その問題は、自治体として可能な範囲で条 ……わたし(本文中の登場人物を指 (6) 七九頁は、 必要性を裏づける事 「自治体が締結す

へさいとう てつし・東北公益文科大学准教授>

<資料>

由 利本莊市公契約基本条例

平成二九年一二月二二日由利本荘市条例第五〇号

に

価格、

品質、

るよう努めなければならない。

第七条 市長は、

公契約の適正な履行を確保するため 納期その他の条件が適切なものとな

(契約条件)

(目的

第一条 契約に関する制度の適正な運用及び労働環境の整備並 市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、 の増進に寄与することを目的とする。 て地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉 びに公共工事、 この条例は、 公共サービスの質の向上を図り、 公契約に係る基本理念を定め もつ

(定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 当該各号に定めるところによる。

- (1) 約をいう。 公契約 市が発注する工事、製造その他の契
- (2) うとする者をいう。 事業者 市と公契約を締結し、 又は締結しよ
- (3) 約に係る業務の一部について請け負う者をいう。 下請負人 事業者その他市以外の者から公契
- (4) 事業者等 事業者及び下請負人をいう。

(基本理念)

第三条 公契約に係る基本理念は次のとおりとする。

(市の責務)

第四条 ばならない。 契約に関する施策を総合的に実施するよう努めなけれ 市は、 前条の基本理念にのっとり、 適正な公

(事業者等の責務)

ればならない。 実施する公契約に関する施策に協力するよう努めなけ 第五条 事業者等は、この条例の主旨を踏まえ、市が

(契約方法

性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用すると 第六条 市長は、 公契約の締結に当たっては、 契約の

(1)

公正性、

透明性及び競争性の確保に努めるこ

(2)契約内容の適正な履行及び品質を確保するこ

(3) 労働者の適正な労働環境を確保すること。

(4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮す

, ,

るよう努めること。

(適正な価格の積算)

実勢価格を考慮して適正な積算を行わなければならな 会情勢の変化及び市場における労務、資材等の最新の 市長は、 公契約の積算に当たっては、

ばならない きるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなけれ 2 事業者は、 公契約の内容に適した履行が確保で

(適正な契約の締結)

約をするために必要な措置を講ずるものとする。 により、 力など価格以外の多様な要素をも適切に評価すること 通常見込まれない金額での公契約の締結を防止すると 第九条 市長は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が 価格及び品質が総合的に優れた内容による契 品質の向上が図られる場合は、 事業者等の能

(適正な労働条件の確保

第一〇条 第四九号)その他関係法令を遵守し、 事業者等は、労働基準法 (昭和二二年法律 労働者の適正な

ともに、公正な競争の下で行わなければならない

24

労働条件を確保しなければならない。

(報告及び調査)

又は調査をすることができる。
第一一条 市長は、適正な労働条件の確保のために必

(指導等)

者等に対し是正するよう指導することができる。な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業第一二条 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正

2 事業者等は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない。

(下請負人との契約)

行わなければならない。 第一三条 事業者等は、建設業法(昭和二四年法律第 一○○号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三一年 との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を

(市内業者の活用)

内に事務所又は事業所を有する業者(次項において「市意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市第一四条 市長は、予算の適正かつ効率的な執行に留

内業者」という。)の積極的な活用に努めるものとする。

等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努め2 事業者等は、下請負人を選定するとき又は資材

(発注規模の適正化)

なければならない

努めるものとする。 第一五条 市長は、適正かつ合理的な規模での発注に

(発注時期等の適正化)

第一六条 市長は、業務の重要性、緊急性及び効率性 第一六条 市長は、業務の重要性、緊急性及び効率性 第一六条 市長は、業務の重要性、緊急性及び効率性

(支払の適正化)

う努めるものとする。 られた期間内に、速やかに契約に基づく支払をするよ第一七条 市長及び事業者等は、契約及び法令で定め

(意見聴取)

者その他関係団体の意見を聴くことができる。 ために必要があると認めるときは、学識経験者、事業第一八条 市長は、公契約に関する施策を適正に行う

(委任)

施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第一九条 この条例に定めるもののほか、この条例の

附則

この条例は、平成三〇年四月一日から施行する。